

廿日市市空家等管理活用支援法人指定及び空き家バンク運営業務委託

公募型プロポーザル実施要領

令和8（2026）年4月

廿日市市

|    |                         |    |
|----|-------------------------|----|
| 1  | 目的                      | 1  |
| 2  | 支援法人の指定及び空き家バンク業務委託のねらい | 1  |
| 3  | 支援法人の指定要件等              | 3  |
| 4  | 委託業務の内容                 | 3  |
| 5  | 参加条件                    | 5  |
| 6  | 応募及び各手続きの窓口             | 6  |
| 7  | プロポーザルによる選定スケジュール       | 6  |
| 8  | 実施要領等の配付                | 6  |
| 9  | 実施要領等に関する質問の受付及び回答      | 7  |
| 10 | 参加申込書兼誓約書等の提出           | 7  |
| 11 | 参加資格審査及び結果通知等           | 8  |
| 12 | 企画提案書等の提出               | 8  |
| 13 | プレゼンテーションの実施            | 9  |
| 14 | 提案の審査及び審査結果の通知          | 10 |
| 15 | 支援法人の指定及び業務委託契約         | 11 |
| 16 | 公正なプロポーザルの確保            | 12 |
| 17 | 関係法令の遵守                 | 12 |
| 18 | 提案者の失格                  | 12 |
| 19 | 著作権                     | 12 |
| 20 | その他                     | 13 |

## 1 目的

---

近年、空家の増加等が社会的な問題となる中、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）が令和5年12月に改正され、官民の連携により空家等対策を着実に推進するために、空家等対策の補完的な役割を担う者として、市町村長が空家等対策の経験や実績のある民間法人を空家等管理活用支援法人（以下、「支援法人」といいます。）に指定することができるようになりました。

本市における空家等対策は、4つの柱（空家化の予防、空家等の適正管理、空家等の活用の促進、特定空家等の解消）を掲げており、その中でも空家等の活用の促進については、これまで主に「空き家バンク」事業を展開してきました。

本市は、さらなる空家等の活用の促進を図るため、公募型プロポーザルにより支援法人を指定し、空き家バンクの運営を支援法人に業務委託することで、民間活力を導入することによる当該事業の推進を目指しています。

当該事業の実施にあたり、実務を確実かつ適正に担いつつ、事業の実施方法の工夫等により、より空家等の活用の促進が図られると期待できる団体を選定します。

よって、本要領は、公募型プロポーザル方式により、法人指定及び業務委託する団体を選定するために必要な事項を定めるものです。

## 2 支援法人の指定及び空き家バンク業務委託のねらい

---

これまで主に一般の不動産業者が介入しない中山間地域等の空家の流通促進を目的として、市が空き家バンクを運営してきましたが、少子高齢化や人口減少のさらなる進行の影響を受け、空家の増加を抑制できていない状況です。

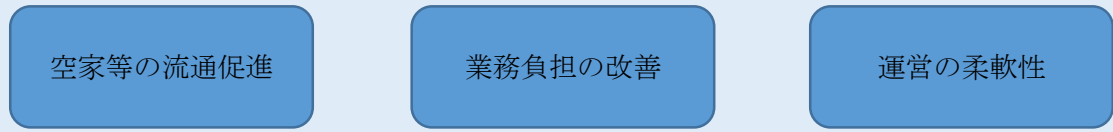
空家は全国的に増加しており、流通の促進が課題である中、国の「不動産業による空き家対策推進プログラム」の1つとして、令和6年7月に「宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買等に関して受けることができる報酬の額（昭和45年建設省告示第1552号）」が改正され、低廉な空家等について、媒介契約の締結に際し、あらかじめ報酬額について依頼者に説明し、合意したうえで、特例の額を請求できることとなりました。

このたび複数の支援法人を指定し、中山間地域における空き家バンクの運営を業務委託することにより、空家の流通促進を図りたい市の意向と、空き家バンクの一定のニーズを利用し、空き家不動産取引に伴う収益化等を見込み、空家の流通を図りたい支援法人の意向が合致し、空家の流通がさらに促進されるものと見込んでいます。

一方で、空き家バンクのもう一つの目的として、市民と市外居住者等の交流拡大及び定住促進による地域の活力維持と増進を図ることを掲げており、地区ごとの地域性やまちづくりの特性に配慮した運営が求められます。したがって、支援法人に対しては、一概に空家所有者と購入（賃借）希望者を引き合わせるのではなく、地域自治組織等との連携を図ったうえで、各地区の地域性等に配慮した運営を求めることとなります。

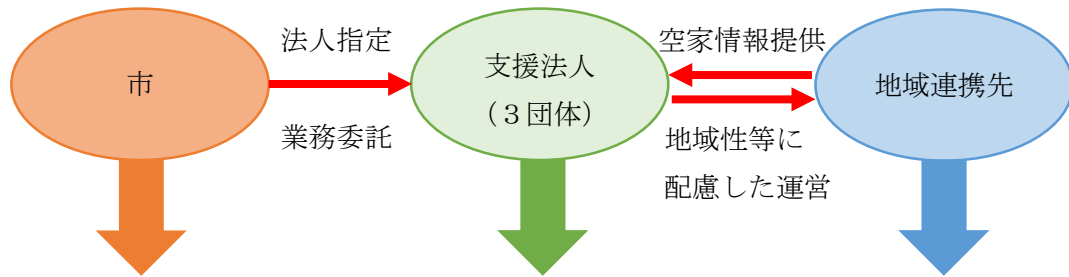
ねらいのイメージ図

【現状の空き家バンクの運営課題】



など

【新たな空き家バンクの運営体制】



【期待される効果】

|   |   |   |
|---|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3 団体が運営することにより、市が単独で運営するよりも空家等の流通が図られる。</li> </ul>           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次の公認を得られる。<br/>→ 廿日市市空家等管理活用支援法人<br/>→ バンク業務（市事業）の受注者</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域住民の空家等対策に対する機運の醸成につながる。</li> </ul>                     |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務負担が軽減される分、空き家バンクの利用促進や、その他の施策（予防、適正管理など）に注力できる。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中山間地域の各地区等の地域連携先と連携することで、空き家に関する情報を効率的に収集できる。</li> </ul>         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支援法人と連携することで、支援法人により地域性やまちづくりの特性に配慮した運営が行われる。</li> </ul> |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3 団体により、市が運営するよりも利用者ニーズや各地区等の地域性に配慮した柔軟な運営が行われる。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中山間地域における空き家の取り扱いについて、一定の独占性が生まれ、事業の収益化を見込める。</li> </ul>         |   |

【空き家バンクの目的達成】

- ・ 主に一般の不動産業者が介入しない中山間地域等の空家の流通促進
- ・ 市民と市外居住者等の交流拡大及び定住促進による地域の活力維持と増進

### 3 支援法人の指定要件等

---

支援法人の指定要件については、「廿日市市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱（以下、「要綱」といいます。）」及び「廿日市市空家等管理活用支援法人の指定に関する方針（以下、「方針」といいます。）」を満たしていることに加え、次のとおりとします。

(1) 支援法人に求める業務の内容

廿日市市空き家バンク運営業務（以下、「バンク業務」という。）

※支援法人にバンク業務を委託します。

(2) 支援法人の指定数

指定する支援法人の数は、3 法人とします。

(3) 指定の期間

令和 8（2026）年 7 月中旬から令和 11 年（2029）年 3 月 31 日まで

※バンク業務の委託期間と同一とします。

(4) 指定の更新

バンク業務の委託期間において、各時点に設定された目標指標（4 の(7)のとおり）を達成した場合、指定の更新にあたって、支援法人を次のとおり取り扱います。

|          | 令和 9 年 8 月末日 | 令和 10 年 8 月末日 | 令和 11 年度以降の<br>取り扱い |
|----------|--------------|---------------|---------------------|
| 達成<br>状況 | ○            | ○             | 法人指定及び業務委託の継続       |
|          | ○            | ×             | 法人指定及び業務委託の選定に優位    |
|          | ×            | ○             | 同上                  |
|          | ×            | ×             | 新規申請者と同一            |

ただし、この取り扱いは、次の全てに該当する場合に限ります。

ア 市が令和 11 年度以降も引き続き支援法人の指定及びバンク業務の委託を行う場合

イ 支援法人が指定期間中及び更新時に、要綱及び方針の規定に違反していない場合

### 4 委託業務の内容

---

(1) 業務名

廿日市市空き家バンク運営業務

(2) 委託期間

委託期間は、支援法人の指定期間と同一とします。

※債務負担行為による複数年契約

(3) 履行場所

廿日市市佐伯地域及び吉和地域

(4) 業務内容

ア 業務の概要

空家の売却及び貸借を希望する所有者等から申込みを受けた情報を、市内での交流・定住を目的とする居住等希望者に対して紹介し、マッチングするものです。

イ 業務の詳細

「廿日市市空き家バンク運営業務仕様書案（以下、「仕様書案」といいます。）」の別表1のとおり

(5) 業務委託料上限額（1法人あたり）

令和8年度：100万円（税込）

令和9年度：50万円（税込）

令和10年度：50万円（税込）

(6) 委託料の支払い

成果連動型民間委託契約方式（PFS）による契約とし、委託期間における各年度の委託料については、下表のとおり、成果度合いに応じた額を支払うこととします。

|             |        | 成果項目                   |                        |                         |                       | 計   |
|-------------|--------|------------------------|------------------------|-------------------------|-----------------------|-----|
|             |        | 空き家バンク<br>ホームページ<br>作成 | 空き家バンク<br>ホームページ<br>運用 | 空き家バンク<br>新規登録件数        | 空き家バンク<br>成約件数        |     |
|             |        | 9月末日までに作成が完了していること     | 年度中に滞りなく運用できていること      | 当該年度内に新規登録が行われていること（※1） | 当該年度内に成約が行われていること（※2） |     |
| 委託料<br>(万円) | 令和8年度  | 60                     | 5                      | 5万円／1件<br>(上限15万円)      | 5万円／1件<br>(上限20万円)    | 100 |
|             | 令和9年度  | —                      | 10                     | 2.5万円／1件<br>(上限25万円)    | 2.5万円／1件<br>(上限15万円)  | 50  |
|             | 令和10年度 | —                      | 10                     | 2.5万円／1件<br>(上限25万円)    | 2.5万円／1件<br>(上限15万円)  | 50  |

※1 登録件数には、令和8年9月末日時点で、市が運営する空き家バンクに登録されていた物件は含みません。

※2 成約件数には、令和8年9月末日時点で、市が運営する空き家バンクに登録されていた物件を含みます。ただし、バンク業務受託者が所有者から登録物件を購入又は貸借する場合は、その後に第三者が当該物件を購入又は貸借し、売買又は賃貸借契約が締結されたものを計上することとします（以下、同様）。

(7) 目標指標

バンク業務の委託期間における目標指標（1法人あたり）は、次のとおりです。

|             | 令和 9 年 8 月 末 日 時 点 | 令和 10 年 8 月 末 日 時 点 |
|-------------|--------------------|---------------------|
| 空き家バンク総登録件数 | 20 件               | 40 件                |
| 空き家バンク総成約件数 | 14 件               | 28 件                |

## 5 参加条件

### (1) 参加者の資格

- ア 空家等対策に係る活動実績及び利活用実績を有していること。（中古住宅の売買や賃貸等の取引も実績とみなします。）
- イ 広島県内に事業所を有する特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は空家等の管理若しくは活用を図る活動を行うことを目的とする会社又はこれらの法人等により構成する共同企業体であること。
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員若しくは同号に規定する暴力団員でなくなった日から 3 年を経過しない者又は広島県暴力団排除条例（平成 22 年広島県条例第 37 号）第 19 条第 3 項の規定により現に公表が行われている者（以下「暴力団員等」といいます。）がその事業活動を支配するものでないこと。
- エ 役員のうち次のいずれかに該当する者がいないこと。
- (ア) 未成年者
  - (イ) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - (ロ) 禁錮以上の刑に処され、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から 3 年を経過しない者
  - (ハ) 心身の故障により業務を適正に遂行することができない者
  - (ニ) 暴力団員等
- オ 実施に必要な人員を配置し、個人情報の保護その他業務を適正かつ確実に遂行するために必要な措置を講じていること。
- カ 業務を的確かつ円滑に遂行するために必要な経理的基礎を有すること。
- キ 事業者が国税（法人税、消費税及び地方消費税）及び廿日市市税を滞納していないこと。
- ク 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定のいずれにも該当しない者であること。
- ケ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項（同令第 167 条の 11 において準用する場合を含む。）の規定により競争入札への参加を排除されていない者であること。
- コ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- サ 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- シ 政治団体（政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 3 条の規定によるもの）及び宗教団体（宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）第 2 条の規定によるもの）でないこと。

ス 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。

## (2) 制限事項

ア 提案者が共同企業体である場合、その代表事業者を含む構成事業者は、他の提案者である共同企業体の代表事業者を含む構成事業者となることができません。また、提案者が単体企業である場合も同様とします。

イ (1)の参加者の資格は、共同企業体の全ての構成事業者が満たす必要があります。

ウ 参加申込書提出後の代表事業者及び構成事業者の変更は認めません。

エ 共同事業者の代表事業者は、構成事業者と協定書を締結してください。協定書の様式は任意とします。なお、協定書には共同事業者を構成する全ての事業者が本市に対し、連帯責任を負う旨を示す条項を含めてください。

## 6 応募及び各手続きの窓口

廿日市市建設部住宅政策課 住宅企画係：森野、酒屋

所在地：〒738-8501 広島県廿日市市下平良一丁目11番1号

電話：(0829)30-9187 (ダイヤルイン)

Mail: jutakuseisaku@city.hatsukaichi.lg.jp

## 7 プロポーザルによる選定スケジュール

全体のスケジュールは次のとおりです。各項目の詳細は、8以降を参照してください。

|    | 項目             | 期間又は期限等                   |
|----|----------------|---------------------------|
| 1  | 実施要領の公表        | 令和8年4月15日(水)              |
| 2  | 質問書の提出         | 令和8年4月16日(木)～令和8年4月28日(火) |
| 3  | 質問書に対する回答      | 令和8年5月8日(金)               |
| 4  | 参加申込書兼誓約書等の提出  | 令和8年5月7日(木)～令和8年5月20日(水)  |
| 5  | 参加資格審査及び結果通知   | 令和8年5月下旬                  |
| 6  | 企画提案書等の提出      | 令和8年6月1日(月)～令和8年6月12日(金)  |
| 7  | プレゼンテーションの実施通知 | 令和8年6月中旬                  |
| 8  | プレゼンテーション      | 令和8年6月下旬                  |
| 9  | 審査結果通知・公表      | 令和8年7月初旬                  |
| 10 | 詳細協議           | 令和8年7月中旬                  |
| 11 | 支援法人指定通知・契約    | 令和8年8月初旬                  |
| 12 | 業務期間           | 令和8年8月初旬～令和11年3月31日       |

## 8 実施要領等の配付

### (1) 配付開始年月日

令和8年4月15日(水)

(2) 配付方法

市ホームページに掲載し、ダウンロードできることとします。

<https://www.city.hatsukaichi.hiroshima.jp/soshiki/53/>

## 9 実施要領等に関する質問の受付及び回答

---

(1) 提出期間

令和8年4月16日（木）～令和8年4月28日（火）午後3時

(2) 提出方法

様式2の質問書を本要領「6 応募及び各手続きの窓口」まで電子メールで提出してください。

電子メールを送信する際の件名は、「廿日市市空家等管理活用支援法人指定及び空き家バンク運営業務委託プロポーザルに関する質疑について【事業者名】」としてください。

(3) 質問に対する回答

回答は、令和8年5月8日（金）午後3時に市ホームページに掲載します。

(4) その他

ア 質問の内容に参加者名を特定できる記載があるときは、回答しません。

イ 質問は簡潔に取りまとめて提出してください。

ウ 口頭や電話・ファクシミリでの質問は受け付けません。

エ 質問及び質問に対する回答は、本要領の追補とみなします。

## 10 参加申込書兼誓約書等の提出

---

プロポーザル参加者は、参加申込書兼誓約書等の提出書類を持参又は郵送等の方法で提出してください。

(1) 提出期間

令和8年5月7日（木）～令和8年5月20日（水）

(2) 提出方法

参加申込書兼誓約書等の提出方法は、持参又は郵送とします。持参の場合は、土日祝日以外の午前9時から午後5時までに、郵送の場合は、「簡易書留」や「特定記録郵便」とし、提出期限の日までに必着とします。発送後であっても未着の場合は、提出期限内の提出がなかったものとみなします。

(3) 提出先

本要領「6 応募及び各手続きの窓口」

(4) 提出書類

次の書類を各1部提出してください。共同事業体での参加の場合は、構成事業者全ての書類が必要となります。

- ア 参加申込書兼誓約書（様式1）  
共同事業体の場合は、参加希望の主たる事業者が提出するものとし、合わせて構成事業者（従たる事業者）についても必要事項を記載してください。
- イ 共同事業体協定書（任意A4）  
共同事業体として参加する場合に提出を要します。
- ウ 空家等管理活用支援法人指定（更新）申請書（要綱様式第1号）
- エ 定款
- オ 登記事項証明書
- カ 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
- キ 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
- ク 前事業年度の事業計画書、収支決算書及び貸借対照表
- ケ 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
- コ 空家等対策に係る活動実績及び利活用実績を記載した書面
- サ バンク業務に関する計画書（任意A4 1枚）
- シ 国税（法人税、消費税及び地方消費税）及び廿日市市税の滞納がないことを証する書類

## 1.1 参加資格審査及び結果通知等

---

### (1) 参加資格審査及び結果通知

参加申込書兼誓約書等の提出者が参加資格を満たしているか確認し、確認結果を提出者全員に通知します。本プロポーザルの参加が認められた者には、当該結果通知書に提案書等の提出要請書を同封します。

### (2) 入札参加資格の認定

本プロポーザルの参加が認められ、市の入札参加資格（役務提供）を有しない者については、令和8年6月15日（月）までに入札参加資格の申請を行い、同年8月1日（土）に資格認定を受けてください。申請にあたっては、市のホームページを参照してください。

<https://www.city.hatsukaichi.hiroshima.jp/soshiki/7/85024.html>

## 1.2 企画提案書等の提出

---

### (1) 提出期間

令和8年6月1日（月）～令和8年6月12日（金）

### (2) 提出方法

企画提案書等の提出方法は、持参又は郵送とします。持参の場合は、土日祝日以外の午前9時から午後5時までに、郵送の場合は、「簡易書留」や「特定記録郵便」とし、提出期限の日までに必着とします。発送後であっても未着の場合は、提出期限内の提出がなかったものとみなします。

### (3) 提出先

本要領「6 応募及び各手続きの窓口」

#### (4) 提出書類

次の書類を提出してください。企画提案書はA4縦とし、様式3を含め10ページ以内で簡潔にまとめてください。

なお、企画提案書の副本は提案者の名称を伏せて作成してください。

| 書類名            | 様式など      | 提出部数 |
|----------------|-----------|------|
| 企画提案書（正本）      | 様式3及び任意様式 | 1部   |
| 企画提案書（副本）      | 様式3及び任意様式 | 10部  |
| 事業者の事業内容のわかるもの | パンフレット等   | 1部   |
| 情報非公開希望申立書     | 様式4       | 1部   |

#### (5) 提案の取り下げ等

##### ア 提案書の再提出

企画提案書の再提出は、上記(1)の期間内に限り認めます。ただし、部分的な差し替えは認めません。

##### イ 提案を取り下げる場合

提案を取り下げる場合は、参加辞退届（様式5）を提出してください。なお、企画提案書提出期限後から契約締結までの間に参加資格の要件を満たさなくなった場合も、参加辞退届を提出してください。

また、提出期限までに企画提案書の提出をしない者は、辞退したものとみなします。

#### (6) 企画提案書の取扱い

ア 提出書類は、再提出があった場合を除き、参加辞退届が提出された場合であっても、返却しません。

イ 提出書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しません。

ウ 原則として第三者へ公開しないものとしますが、廿日市市情報公開条例の対象行政文書となるため、本業務の審査終了後に情報公開請求等によって、公開される可能性があります。

エ 記載内容の追加及び変更は、原則として認めません。

#### (7) 費用の負担

このプロポーザルに要する費用は、参加者の負担とします。

#### (8) 本市からの提供資料の取扱い

本市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用しないでください。また、提案者は、応募に当たって知り得た情報を第三者に漏らしてはいけません。

### 1.3 プレゼンテーションの実施

提出された企画提案書に基づくプレゼンテーションを次のとおり実施します。なお、プレゼンテーションに参加しない者は、辞退したものとみなします。

(1) 実施日時

事業者ごとの実施日時及び実施会場等は、後日通知します。基本的には廿日市市役所にて開催します。ただし、プレゼンテーションをWEB会議に変更する場合はZ o o mミーティングを使用する予定のため対応できるようにしてください。

(2) 出席者

1者4名以内とし、うち1人は本業務の統括責任者として配置予定の者を出席させてください。

(3) 実施方法

企画提案書に基づき、1者30分以内（説明15分以内、質疑応答15分以内）でプレゼンテーションを行います。

(4) その他

必要な機材等がある場合は、参加者で用意、設置してください。（ただし、プロジェクター、スクリーン及び電源タップのみ市が用意します。）

パワーポイント等で説明を行う場合は、企画提案書を抜粋したもので行うこととし、新たな資料（画面）を作成しないでください。

## 1.4 提案の審査及び審査結果の通知

---

(1) 審査の方法

審査は、「廿日市市空家等管理活用支援法人及び空き家バンク運営業務委託事業者選定委員会」（以下「選定委員会」といいます。）により、評価項目に基づいて企画提案書の内容を審査し、提案者ごとの総合評価点を算出します。

(2) 審査項目及び評価基準

| 配点<br>(点数) | 審査項目                | 評価の基準  |
|------------|---------------------|--|
| 10         | 本業務の理解度             | 本市における空家等対策の課題、募集要項に記載される支援法人の指定及びバンク業務委託の目的や内容を十分理解しているか。（廿日市市空家等対策計画及び廿日市市空家等対策協議会の資料参照（市ホームページに掲載）） |
| 10         | 空家等対策に係る活動実績及び利活用実績 | 空家等対策に係る活動実績及び利活用実績が、バンク業務での成果をあげることに繋がると期待できるものか。   |
| 10         | 業務遂行体制の充実度          | バンク業務（廿日市市空き家バンク運営業務仕様書参照）を遂行する体制が十分に整えられているか。また、関係法令に抵触しないものとなっているか。                                  |
| 10         | 業務遂行の確実度            | バンク業務を確実に遂行するための運用方法となつて   |

|           |              |  |
|-----------|--------------|--|
|           |              | いるか。   |
| 15        | 成果をあげるための工夫点 | 空き家バンクの目的（本要領「2 支援法人の指定及び空き家バンク業務委託のねらい」の下線部参照）達成及び成果向上のための工夫があるか。 |
| 10        | コミュニケーション能力  | 論理的かつ具体的な説明や質疑応答がなされ、市と円滑なコミュニケーションを図り、誠実かつ確実な対応が見込めるか。            |
| (満点) 65 点 |              |  |

(3) 支援法人及び業務委託契約候補者の決定方法

総合評価点の高い順に3者を支援法人及び業務委託契約候補者（以下、「候補者」といいます。）とします。

(4) 審査結果の通知

審査結果の公表に当たっては、候補者の名称及び点数を公表します。

(5) その他

ア 企画提案書を提出した者が3者に満たない場合、企画提案書の審査を実施しません。

イ 提出された企画提案書を審査した結果、一定の基準を満たしていないと判断した場合は、候補者の選定を行わないことがあります。

ウ 候補者に選定できる基準は、原則として配点合計の100分の60以上とし、この基準を超えない場合には、候補者として選定しないこととします。

エ 企画提案書を審査した結果、総合評価点が同一の事業者がある場合は、選定委員全員の合議により、その順位を決定します。

オ 候補者が1者の場合には、支援法人の指定及びバンク業務の委託を実施しません。

カ 審査の経過に対する問い合わせには応じません。

## 1.5 支援法人の指定及び業務委託契約

(1) 支援法人の指定

市は、候補者に対して空家等管理活用支援法人指定（更新）通知書（要綱様式第2号）を交付し、候補者にならなかった者に対して空家等管理活用支援法人不指定（更新）通知書（様式第3号）を交付します。

(2) 契約の締結

選定委員会の審査の結果、候補者に選定された事業者と仕様書案及び提出された企画提案書を基に協議を行い、協議が調った場合に、契約を締結します。この協議により、仕様書案の内容を一部変更する場合があります。また、協議が調わない場合にあっては、次順位の者と協議のうえ、契約を締結する場合があります。

(3) 契約条項等

別に定める業務委託契約書のほか、廿日市市契約規則（昭和63年規則第15号）及び廿日市

市会計規則（昭和 62 年規則第 13 号）の定めるところによります。

## 16 公正なプロポーザルの確保

---

- (1) プロポーザル参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に抵触する行為をしてはなりません。
- (2) プロポーザル参加者は、競争を制限する目的で他のプロポーザル参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に提案書等を作成しなければなりません。
- (3) プロポーザル参加者は、候補者の選定前に、他のプロポーザル参加者に対して提案書等を意図的に開示してはなりません。
- (4) プロポーザル参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該プロポーザル参加者をプロポーザルに参加させず、又はプロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることがあります。

## 17 関係法令の遵守

---

参加者は、刑法（明治 40 年法律第 45 号）及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律を遵守し、このプロポーザルにおける業者選定手続の公正、公平を害する行為を行わないでください。

## 18 提案者の失格

---

提案者が次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- (1) 「5 参加条件」に掲げる参加資格を満たしていない者
- (2) 提案書を提出期限までに提出しなかった者
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした者
- (4) 正当な理由なくプレゼンテーション又は市からの聞き取りに応じなかった者
- (5) その他このプロポーザルの条件に違反した者

## 19 著作権

---

企画提案書の著作権は、提案書を提出した参加者に帰属します。ただし、このプロポーザルに関する公表その他市が必要と認めるときは、市は企画提案書の全部又は一部を参加者の承諾を得ずに無償で使用できるものとします。

## 20 その他

---

- (1) 契約締結までに、候補者が市の入札参加資格（役務提供）を有しない場合は、契約を締結することができません。
- (2) 候補者の決定後、契約締結までの間に、候補者がこのプロポーザルの参加要件を満たさなくなった場合は、契約を締結しないことがあります。
- (3) このプロポーザルにおいて使用する言語は、日本語、通貨単位は円とします。
- (4) プロポーザルに関し、提出された参加申込書兼誓約書及び企画提案書等は、候補者の選定以外の目的で使用しません。
- (5) 契約締結後においても、受託者がこのプロポーザルにおいて失格事項に該当していたことが明らかとなった場合は、市は契約を解除することができます。
- (6) 業務の委託開始までの準備にかかる経費については候補者の負担とします。